# 平成 25 年度 神奈川県相談支援従事者 初任者研修 募集案内

平成25年度の相談支援従事者(初任者研修)は、次により実施します。

第1回 平成 25 年7月 29 日(月)~平成 25 年 9月 11 日(水) うち7日間

第2回 平成 25 年7月 29 日(月)~平成 25 年 11 月 29 日(金) うち7日間

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下 「平成 25 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修実施要領」をご覧ください。

•••••••••••••••••••••

#### 平成 25 年度 神奈川県相談支援従事者 初任者研修 実施要領

#### 1 目的

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく 地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合 的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とします。

#### 2 実施主体

神奈川県

「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」 に事業委託して実施します。

#### 3 日程・研修カリキュラム等

別紙1「平成25年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム(第1回)」 別紙2「平成25年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム(第2回)」 のとおり。

※初日及び2日目は、サービス管理責任者補足研修と合同で実施します。

#### 4 定員

200名(各回とも100名)

#### 5 受講対象者

次の(1)から(3)いずれかの者

- (1) 指定相談支援事業所において相談支援専門員の業務に従事しようとする者 または指定申請を予定している相談支援事業所の従事者
- (2) 相談支援に従事する市町村職員
- (3) その他、県が必要と認める者

〈裏面に続く〉

#### 5 受講対象者(前面から続き)

#### <留意事項>

a 第1回、第2回どちらでも受講可能な方が対象です。

(受講決定通知の際、事務局から日程を通知します。「7 受講者の決定」参照)

- b 7日間すべて受講可能で、かつ研修4日目「ケアマネジメントの実践」で使用 する演習事例を提出できる者を受講対象とします。
- c 課外実習があります。
  - bの演習事例をもとに、アセスメントシート、支援計画を作成していただきます。 (5日目以降のグループ演習で使用します。)
- d bの演習事例を提出できない方、cの課外実習を行えない方は、修了できません。
- e 横浜市、川崎市については、県からの委託によりそれぞれ研修を実施するため、 両市所管区域に所在する事業者等は、本研修の対象としておりません。

相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要です。 必要な実務経験年数等については、別紙3「相談支援専門員の実務経験要件」を 参照してください。

#### 6 受講者の推薦・申込み

(受講希望者) 「

「平成 25 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講申込書」(以下、「受講申込書」)に必要事項をもれなく記入のうえ、<u>事業所が所在する</u> 各市町村障害福祉主管課に提出し、申し込んでください。

(市町村)

受講申込みのあった3の(1)及び(2)に掲げる対象者のうち、本研修の受講が必要と認められる者の受講申込書を取りまとめ、 平成25年6月13日(木)(必着)で研修受託事業者事務局あてに 受講申込書を郵送してください。

※郵送以外は受け付けませんので、ご留意ください。

#### 7 受講者の決定

- 受講希望者が定員を上回った場合は、推薦された方の中から、選考により受講者を 決定します。(先着順ではありません。)
- 受講決定については、申込受付期間後に市町村を通して通知します。
- <u>受講日程(第1回もしくは第2回)については、受講決定通知によりお知らせします。</u> ※受講日程の変更はできませんのでご留意ください。

#### 8 修了証書

本研修の全日程(7日間)を修了した方に、修了証書を交付します。

#### 9 受講料及び資料代

受講料は無料です。ただし、受講に必要な教材費等 3,500円は、資料代として受講者負担とします。(支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。) ※会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

#### 10 その他

- 受講にあたり、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、 受講申込書の所定欄に記載してください。
- 来場の際は、公共交通機関を利用してください。

#### 【受講申込書等の送付先】

#### (受講希望者)

#### 事業者の所在する市町村の障害福祉主管課

※受講希望者は必ず、申込受付期間内に市町村に申し込んでください。

#### (市町村申込専用/研修受託事業者事務局)

**7243-0014** 厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302

特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 研修事務局 中村

#### 【問い合わせ先】

(本研修の手続き等に関する問い合わせ先)

特定非営利活動法人

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 〒243-0014 厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302

電話 046(220)5380

ファクシミリ 046 (220) 5381

研修事務局 中村

#### (資格要件や制度に関する問い合わせ先)

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

> 電話 045(210)1111 ファクシミリ 045 (201) 2051

地域生活支援グループ 佐藤 (幸) 内線4715

# <別紙1>

平成25年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム(第1回)

	日程及び場所	時 間	科目
		9:30~9:40	あいさつ・オリエンテーション
		9:40~11:10	障害者総合支援法の概要(1)
1日目	平成25年7月29日(月) 海老名市文化会館 ※1	11:20~12:50	障害児者の地域生活支援
		13:50~15:50	ケアマネジメント(概論)
		16:00~17:30	相談支援における権利侵害と権利擁護
		9:30~11:00	障害者総合支援法の概要(2)
		11:10~12:40	相談支援の基本姿勢
2日目	平成25年7月31日(水) 海老名市文化会館 ※1	13:40~15:40	障害者総合支援法等における計画作成と サービス提供のプロセス
		15:50~17:20	協議会の役割と活用(1)
		9:50~ 10:00	オリエンテーション
		10:00~10:45	視覚障害者の生活ニーズと相談支援
2日目 3日目 5日目 6日目		10:55~11:40	知的障害者の生活ニーズと相談支援
	平成25年8月6日(火)	11:50~12:35	聴覚障害者の生活ニーズと相談支援
	神奈川県立公文書館	13:35~14:20	肢体不自由者の生活ニーズと相談支援
		14:30~15:15	精神障害者の生活ニーズと相談支援
		15:25 <b>~</b> 17:00	協議会の役割と活用(2)
	平成25年8月7日(水)	9:30~9:45	オリエンテーション
4日目	神奈川県立公文書館	9:45 <b>~</b> 15:45	ケアマネジメントの実践
		15:45~16:45	実習ガイダンス ※2
	平成25年9月9日(月)	10:00~10:10	オリエンテーション
5日日	神奈川県総合薬事保健センター	10:10~17:10	演習
6.0.0	平成25年9月10日(火)	9:30 <b>~</b> 9:45	オリエンテーション
бЦВ	神奈川県総合薬事保健センター	9:45~16:45	演習
		9:30 <b>~</b> 9:45	オリエンテーション
		9:45~14:20	演習
7日目	平成25年9月11日(水) 神奈川県総合薬事保健センター	14:30~16:30	演習のまとめ
		16:30~16:45	全体的な質疑応答とまとめ
		16:45~17:00	修了式

- ※1 1日目,2日目はサービス管理責任者補足研修と合同で開催する。
- ※2 実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書等 を作成し、演習に用いる。

## <別紙2>

平成25年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム(第2回)

	日程及び場所	時 間	科 目
		9:30~9:40	あいさつ・オリエンテーション
		9:40~11:10	障害者総合支援法の概要(1)
1日目	平成25年7月29日(月) 海老名市文化会館 ※1	11:20~12:50	障害児者の地域生活支援
		13:50~15:50	ケアマネジメント(概論)
		16:00~17:30	相談支援における権利侵害と権利擁護
		9:30~11:00	障害者総合支援法の概要(2)
		11:10~12:40	相談支援の基本姿勢
2日目	平成25年7月31日(水) 海老名市文化会館 ※1	13:40~15:40	障害者総合支援法等における計画作成と サービス提供のプロセス
		15:50~17:20	協議会の役割と活用(1)
		9:50~ 10:00	オリエンテーション
		10:00~10:45	視覚障害者の生活ニーズと相談支援
		10:55~11:40	知的障害者の生活ニーズと相談支援
3日目	平成25年10月29日(火) 神奈川県立公文書館	11:50~12:35	聴覚障害者の生活ニーズと相談支援
		13:35~14:20	肢体不自由者の生活ニーズと相談支援
		14:30~15:15	精神障害者の生活ニーズと相談支援
		15:25~17:00	協議会の役割と活用(2)
		9:30~9:45	オリエンテーション
4日目	平成25年10月30日(水) 神奈川県立公文書館	9:45~15:45	ケアマネジメントの実践
		15:45~16:45	実習ガイダンス ※2
	平成25年11月27日(水)	10:00~10:10	オリエンテーション
5日目	神奈川県総合薬事保健センター	10:10~17:10	演習
6日目	平成25年11月28日(木)	9:30 <b>~</b> 9:45	オリエンテーション
ОПП	神奈川県総合薬事保健センター	9:45~16:45	演習
	_	9:30~9:45	オリエンテーション
		9:45~14:20	演習
7日目	平成25年11月29日(金) 神奈川県総合薬事保健センター	14:30~16:30	演習のまとめ
		16:30 <b>~</b> 16:45	全体的な質疑応答とまとめ
		16:45~17:00	修了式

<sup>※1 1</sup>日目,2日目はサービス管理責任者補足研修と合同で開催する。

<sup>※2</sup> 実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書等 を作成し、演習に用いる。

# 相談支援専門員の実務経験要件

\_\_\_\_\_\_\_\_\_内は、厚生労働省告示第227号(平成24年3月30日)に神奈川県として実務経験に 含める業務の範囲

業務の種類	紫務の範囲	必要経験年数
	イ 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、 平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 ・障害児(者)地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	□ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業 知的障害者支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 保健所 市町村役場 その他これらに準ずる施設	
①相談支援業務	<ul> <li>施設等において相談支援業務に従事する者</li> <li>障害者支援施設</li> <li>障害児入所施設</li> <li>老人福祉施設</li> <li>精神保健福祉センター</li> <li>救護施設及び更生施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>居宅介護支援事業所</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>その他これらに準ずる施設</li> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター</li> <li>・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム</li> <li>・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児施設、第二種自閉症児施設、短体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、第二種自閉症児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)</li> <li>・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	5年以上
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに 該当する者     (1)社会福祉主事任用資格を有する者     (2)相談支援従事者研修修了者     (3)国家資格等※1を有する者     (4)上記イからハに掲げる業務に1年間以上従事した者	-

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
②直接支援業務	イ 施設等において介護業務に従事する者	1 〇年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③就労	就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる 業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
④ 教 育	特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童 及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
⑤有資格者等	イ 上記②の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援従事者研修修了者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
等	<ul><li>上記①から④の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に 5年以上従事している者</li></ul>	3年以上

- ※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理 学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛 生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理 栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。
- 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

#### <会場案内図>

1 海老名市文化会館(海老名市上郷476-2)



[周辺図]

#### <交通のご案内>

- ・ 小田急小田原線・相鉄線「海老名駅」西口より徒歩5分
- JR相模線「海老名駅」東口より徒歩5分





#### く交通のご案内>

- ・ 相鉄線「二俣川駅」より、徒歩 17 分
- 相鉄バス「運転試験場循環」で「運転試験場」下車徒歩3分

### 3 神奈川県総合薬事保健センター(横浜市磯子区西町14-11)



#### く交通のご案内>

• JR根岸線「根岸駅」より、徒歩2分